

EU 会社法第 1 指令

加 藤 徹
高 田 尚 彦
竹 田 奈 穂
越 智 統 之

は し が き

EU 会社法第 1 指令の存在を、私（加藤）が初めて認識したのは、1967年（昭和42年）であった。一方、1966年にフランス会社法が全面改正され、それまで多くの個別の法典・法律の規制のもとに、複雑多岐にわたっていた会社法の法源が、単一の会社法典に統一されたのである⁽¹⁾。大阪大学名誉教授・故山口幸五郎先生と共に、この新フランスの会社法の逐条訳とその注釈の記述を開始したのが、1967年であった。この作業を始めることによって、フランス会社法の大改正に対して大きなインパクトを与えた原因の1つとして、EEC（ヨーロッパ経済共同体）の会社法指令（案）が存在することを知ったのである。当時、EECの理事会は、加盟各国の会社法を調整することを目的に、各国を名宛人として発するため、会社法第1指令（案）を作成中であった。

直ちに、草案段階であった同指令の全条文を翻訳して、これを公刊した⁽²⁾。さらに同指令の確定条文についても、これを公表し、さらにその後の1972年の同

(1) この間の事情については、山口幸五郎＝加藤徹「フランス新会社法（一）」『阪大法学』67号、222頁～224頁、1968年7月。

(2) 山口＝加藤・前掲注1、232頁～242頁。

(3) 1968年3月9日の理事会第1指令、68/151/CEE, JO L 65 du 14.3.1968, p.8 なお英文については、OJ L 65, 14/03/1968, p.8 参照。

(4) 山口幸五郎＝加藤徹「フランス新会社法（十五・完）」『阪大法学』86号161頁～170頁、1973年3月。

指令の改正⁽⁵⁾を含めた、当時のアップデート版⁽⁶⁾をも、発表⁽⁶⁾している。

本第 1 指令は、その後、1979⁽⁷⁾年、1985⁽⁸⁾年、1994⁽⁹⁾年、2003⁽¹⁰⁾年および2006⁽¹¹⁾年の改正を経て、2009年 9 月 16 日のヨーロッパ議会および理事会指令 (2009/101/CE) により、大幅な改正を受けることになるが、さらにその後、2012⁽¹²⁾年には、ヨーロッパ議会と理事会の指令により、また2013⁽¹³⁾年には、理事会指令による改正がなされている (この 2 回の改正部分については、本文中にその旨を明記した)。

この第 1 指令は、会社の公示、および会社の契約の効力、さらに会社の設立無効を、各国会社法を調整する対象として取り上げている。

本稿は、第 1 指令に関するこれまでの全改正を網羅した、最新の資料となっており、比較法的考察の材料として、その有益性が存在するものと思料する。

なお、指令は、現 EU 28 カ国の加盟国に対し、23 の言語をもって、表示されているが、本稿では、フランス語版、英語版およびドイツ語版を参照した。各言語間において表現のニュアンスが異なるときは、フランス語版に依拠した旨、お断りしておきたい。

また、本稿は、関西学院大学大学院法学研究科博士課程の2015年の春学期開講科目である「民法特講 (フランス民法 I)」で、第一指令を教材として取り上げて、講義担当者の加藤が中心になって受講者である院生の越智と検討を始め、これに聴講生として元関西大学商学部教員の鍛治邦雄氏がドイツ語版の解釈を中心に参加して下さり、多くの貴重な意見を賜った。さらに関西学院・大学院研究員の高田と竹田が加わって、その全員の検討の結果として得られた成果である。

(5) JO L 73 du 27.3.1972, p. 89.

(6) 山口幸五郎=加藤徹「EC 会社法に関する第一指令」『EC 会社法指令』(山口幸五郎編) 13頁~44頁, 1984年 5 月, 同文館出版。

(7) JO L 291 du 19.11.1979, p. 89.

(8) JO L 302 du 15.11.1985, p. 157.

(9) JO C 241 du 29.8.1994, p. 194.

(10) JO L 221 du 4.9.2003, p. 13, および JO L 236 du 23.9.2003, p. 338.

(11) JO L 363 du 20.12.2006, p. 137.

(12) Directive 2012/17/UE du Parlement européen et du Conseil du 13 juin 2012 (JO L 156 du 16.6.2012, p. 1).

(13) Directive 2013/24/UE du 13 mai 2013 (JO L 158 du 10.6.2013, p. 365).

社員並びに第三者の利益を保護するため条約第48条第2項にいう会社に対して加盟国が要求している担保につき、これを同等にするために調整する2009年9月16日のヨーロッパ議会及び理事会指令2009/101/CE⁽¹⁴⁾

(法典編纂版)

(15)
(欧州経済地域 (EEE) の利益を明らかにする条文)

ヨーロッパ議会および理事会は、

ヨーロッパ共同体を設立する条約、とりわけその第44条第2文 (g) 号に基づき、

居住の自由に対する制限を撤廃するための一般計画⁽¹⁶⁾、とりわけその第6編に鑑み、

委員会の提案に基づき、

ヨーロッパ経済社会委員会の意見⁽¹⁷⁾を考慮し、

条約第251条に定められた手続き⁽¹⁸⁾に従って規定するところ、

以下の点について考慮して本指令を定めた：

- (1) 社員並びに第三者の利益を保護するため条約第58条第2項にいう会社に対して加盟国が要求している担保につき、これを同等にするために調整する1968年3月9日の理事会指令第1号68/151/CEEは、数回、本質的に⁽¹⁹⁾改正されてきた⁽²⁰⁾。明瞭かつ合理的な観点のもとで、本指令は編纂されることが適切である。
- (2) 公示⁽²¹⁾、株式発行会社および有限会社の取引の効力、およびこれらの会社⁽²²⁾

(14) JO L 258 du 1.10.2009, p. 11.

(15) Espace économique européen (EEE)/ European Economic Area (EEA)/ Europäischen Wirtschaftsraum (EWR).

(16) JO 2 du 15.1.1962, p. 36/62.

(17) JO C 204 du 9.8.2008, p. 25.

(18) 2008年6月17日付ヨーロッパ議会の意見 (官報未搭載) および2009年7月13日付理事会決定。

(19) 前掲注3および注6。

(20) 本稿末尾の別表I-Aを参照。

(21) publicité

(22) engagement

の設立無効に関する国家法規の調整は、とりわけ第三者の利益を確保するために特に重要である。

- (3) 公示は、会社に不可欠な証書⁽²³⁾および会社に関する一定の事項⁽²⁴⁾、とりわけ会社を拘束する権限を有する者の同一性について、これを第三者が知ることができるようにしなければならない。
- (4) 前記会社は、加盟国の国内法により設けられた条件および手続に反することなく、必要な証書および事項を紙媒体または電子的方法により付託⁽²⁵⁾することが選択できなければならない。
- (5) 利害関係者は、当該証書および事項の写しを、登記簿から紙媒体または電子的方法により取得することができなければならない。
- (6) 加盟国は、紙版または電子版で、当該証書および事項の公告⁽²⁶⁾のために選択された官報を保有するか、または同等の効果を有する手段によりその公示を組織するかを選択する自由が認められなければならない。
- (7) 必要とされる証書および事項につき、関係会社が帰属する加盟国において公認された言語のうちの一つでなされる義務的公示に加えて、それ以外の言語での任意の登録⁽²⁸⁾を認めることによって、会社に関する情報に対する国境を越えたアクセスを容易にする必要がある。誠実に行動する第三者は、⁽²⁹⁾当該翻訳を援用することができなければならない。
- (8) 紙媒体であれあるいはその他のすべての媒体であれ、作成される会社の一切の信書⁽³⁰⁾および注文書⁽³¹⁾においては、本指令に列挙されている義務的事項の記載が表記されなければならないことを明確にすることが適切である。技術的發展に鑑みて、同様の記載を会社のインターネットサイト上に表記

(23) actes

(24) indications

(25) déposer

(26) registre

(27) publication

(28) enregistrement

(29) agir de bonne foi

(30) lettres

(31) notes de commande

しなければならないことを規定することも、同様に適切である。

- (9) 第三者の保護は、会社の名においてなされた取引の無効原因を可能なか
 ぎり制限する規定により、確保されなければならない。⁽³²⁾
- (10) 会社と第三者との関係ならびに社員相互間における法的安全を確保する
 ためには、設立無効事由ならびに設立無効宣告の遡及効を制限し、かつか
 かる宣告に対する第三者の異議につき短期の提訴期間を設定することが必
 要である。⁽³³⁾⁽³⁴⁾
- (11) 本指令は、別表 I - B に表記されている指令の国内法への置き換え期間
 に関する加盟国の義務違反を認めるものではない。⁽³⁵⁾

第 1 章 適用範囲

第 1 条

本指令によって定められる調整の措置は、以下の会社形態に関する加盟国の
 法令および行政規則に適用される：

— ベルギー王国については、

株式会社 (naamloze vennootschap / société anonyme)、株式合資会社 (com
 manditaire vennootschap op aandelen / société en commandite par actions)、有
 限責任人的会社 (personenvennootschap met beperkte aansprakelijkheid / société
 de personnes à responsabilité limitée)；

— ブルガリア共和国については、

株式会社 (акционерно дружество)、有限責任会社 (дружество с ограничена
 отговорност)、株式合資会社 (командитно дружество с акции)；

— チェコ共和国については、

有限責任会社 (společnost s ručením omezeným)、株式会社 (akciová společ-

(32) causes de non-validité

(33) cas de nullité

(34) effet rétroactif

(35) tierce opposition

nost) ;

— デンマーク王国については、

有限責任会社 (aktieselskab), 株式合資会社 (kommanditaktieselskab), 株式会社 (anpartsselskab) ;

— ドイツ連邦共和国については、

株式会社 (die Aktiengesellschaft), 株式合資会社 (die Kommanditgesellschaft auf Aktien), 有限責任会社 (die Gesellschaft mit beschränkter Haftung) ;

— エストニア共和国については、

有限責任会社 (aktsiaselts), 株式会社 (osühing) ;

— アイルランドについては、

有限責任会社 (Companies incorporated with limited liability) ;

— ギリシャ共和国については、

株式会社 (ανώνυμη εταιρία), 有限責任会社 (εταιρία περιορισμένης ευθύνης), 株式合資会社 (ετερόρρυθμη κατά μετοχές εταιρία) ;

— スペイン王国については、

株式会社 (la sociedad anónima), 株式合資会社 (la sociedad comanditaria por acciones), 有限責任会社 (la sociedad de responsabilidad limitada) ;

— フランス共和国については、

株式会社 (société anonyme), 株式合資会社 (société en commandite par actions), 有限責任会社 (société à responsabilité limitée), 簡易株式会社 (société par actions simplifiée) ;

— クロアチア共和国⁽³⁶⁾については、

株式会社 (dioničko društvo), 有限責任会社 (društvo s ograničenom odgovornošću) ;

— イタリア共和国については、

株式会社 (società per azioni), 株式合資会社 (società in accomandita per azioni), 有限責任会社 (società a responsabilità limitata) ;

— キプロス共和国については、

(36) 前掲注13により改正

株式有限責任公開会社あるいは保証有限責任公開会社（δημόσιες εταιρείες περιορισμένης ευθύνης με ηετοχές ή με εγγύηση），株式有限責任私会社あるいは保証有限責任私会社 ιδιωτικές εταιρείες περιορισμένης ευθύνης με μετοχές ή με εγγύηση）；

— ラトビア共和国については，

株式会社（akciju sabiedrība），有限責任会社（sabiedrība ar ierobežotu atbildību），合資会社（komanditsabiedrība）；

— リトアニア共和国については，

有限責任会社（akcinė bendrovė），株式会社（uždaroji akcinė bendrovė）；

— ルクセンブルク大公国については，

株式会社（société anonyme），株式合資会社（société en commandite par actions），有限責任会社（société à responsabilité limitée）；

— ハンガリー共和国については，

株式会社（részvénytársaság），有限責任会社（korlátolt felelősségű társaság）；

— マルタ共和国については，

有限責任公開会社（kumpannija pubblika/public limited liability company），有限責任私会社（kumpannija privata/private limited liability company）；

— ネーデルランド王国については，

有限責任会社（naamloze vennootschap），有限責任私会社（besloten vennootschap met beperkte aansprakelijkheid）；

— オーストリア共和国については，

株式会社（die Aktiengesellschaft），有限責任会社（die Gesellschaft mit beschränkter Haftung）；

— ポーランド共和国については，

有限責任会社（spółka z ograniczoną odpowiedzialnością），株式合資会社（spółka komandytowo-akcyjna），株式会社（spółka akcyjna）；

— ポルトガル共和国については，

有限責任匿名会社（a sociedade anónima de responsabilidade limitada），株式合資会社（a sociedade em comandita por acções），株式発行有限責任会社（a sociedade por quotas de responsabilidade limitada）；

- ルーマニアについては、
株式会社 (societate pe actiuni, 有限責任会社 (societate cu răspundere limitată)), 株式合資会社 (societate în comandită pe acțiuni) ;
- スロベニア共和国については、
株式会社 (delniška družba), 有限責任会社 (družba z omejeno odgovornostjo), 株式合資会社 (komaditna delniška družba) ;
- スロバキア共和国については、
株式会社 (akciová spoločnosť), 有限責任会社 (spoločnosť s ručením obmedzeným) ;
- フィンランド共和国については、
有限責任公開会社 (ksityinen osakeyhtiö / privat aktiebolag), 有限責任私会社 (julkinen osakeyhtiö / publikt aktiebolag) ;
- スウェーデン王国については、
有限責任会社 (aktiebolag) ;
- グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国については、
有限責任会社 (Companies incorporated with limited liability)。

第 2 章 公 示

第 2 条

第 1 条所定の会社に関する義務的公示⁽³⁷⁾が少なくとも次の証書および事項を対象とするために、加盟国は、必要な措置をとる：

- a) 設立証書⁽³⁸⁾, およびこれと別個の証書を構成するときは定款；
- b) 会社の存続期間の伸長をも含む a) 号所定の証書の変更；
- c) 設立証書または定款について各変更の後には、最新の調整により変更された証書の全条項；
- d) 法定の機関または機関構成者として、次に該当する者の選任、終任ならびにその同一性

(37) publicit  obligatoire

(38) acte constitutif

- i) 第三者に対する関係上会社を拘束し、かつ裁判上会社を代表する権限を有する者；公示の措置は、会社を拘束する権限を有する者が、単独でこれを行行使することができるかまたは共同してこれを行行使しなければならないかについて、明確にしなければならない。
- ii) 会社の管理、⁽³⁹⁾監督または⁽⁴⁰⁾監査⁽⁴¹⁾を担当する者；
- e) 引受資本の増加がすべて定款の変更を生ずる場合を除き、設立証書または定款が授権資本⁽⁴²⁾を記載するときは、少なくとも年次に、引受資本の総額；
- f) その公告が、理事会指令 78/660/CEE、83/349/CEE、86/635/CEE および 91/674/CEE により義務付けられている各事業年度の計算書類⁽⁴³⁾；
- g) 会社住所⁽⁴⁴⁾のあらゆる移転；
- h) 会社の解散⁽⁴⁵⁾；
- i) 会社の設立無効を宣告する裁判所の判決⁽⁴⁶⁾；
- j) 清算人の選任および同一性、ならびに法律または定款上明示的かつ専属的に定められていないかぎり、その各権限⁽⁴⁷⁾；
- k) 清算の結了⁽⁴⁸⁾，ならびに登記簿上の抹消が法律上の効果を生ずる加盟国にあ

(39) administration

(40) surveillance

(41) contrôle

(42) capital souscrit

(43) capital autorisé

(44) 一定の形態の会社の年次計算書類に関する、条約第54条第3文（g）号に基づく1978年7月25日理事会指令第4号78/660/CEE（JO L 222 du 14.8.1978, p. 11）。山口・前掲注6, pp. 185-343により邦文にて詳細に解説されている。

(45) 連結計算書類に関する、条約第54条第3文（g）号に基づく1983年6月13日理事会指令第7号83/349/CEE（JO L 193 du 18.7.1983, p. 1）。

(46) 銀行およびその他の金融機関の年次計算書類および連結計算書類に関する、1986年12月8日理事会指令86/635/CEE（JO L 372 du 31.12.1986, p. 1）。

(47) 保険会社の年次計算書類および連結計算書類に関する、1991年12月19日理事会指令91/674/CEE（JO L 374 du 31.12.1991, p. 7）。

(48) documents comptables

(49) siège social

(50) dissolution

(51) décision

(52) liquidation

っては、その抹消。

第2条の2⁽⁵³⁾

1 第2条所定の証書及び事項に生じるすべての改正が、記録簿への転記のために国内法により要求される適法性監査を含め、当該改正に関する完全な情報の受理の時から21日以内に、第3条第1項第1文所定の管轄のある登記簿⁽⁵⁴⁾へ転記されるよう、さらに第3条第3項および第5項に従って公衆に供されるよう監視するために、加盟国は、必要な措置をとる。

2 第1項は、第2条f)号所定の計算書類に対しては適用されない。

第3条

1 各加盟国においては、中央登記簿⁽⁵⁵⁾または商業登記簿⁽⁵⁶⁾もしくは会社登記簿⁽⁵⁷⁾に附置して、各登記会社に関して記録簿⁽⁵⁸⁾が開設される。

⁽⁵⁹⁾加盟国は、中央登記簿、商業登記簿および第4条の2第2項にしたがって設立される会社の相互連結システム（以下、《登記簿相互連結システム》とする）によりなされる登記簿間の通信⁽⁶¹⁾の枠組みにおいて、会社が明白に識別されることを可能にする唯一の識別名⁽⁶²⁾を、会社が持つよう留意する。当該唯一の識別名は、少なくとも登記簿の所属する構成国、原本たる国内登記簿および当該登記簿における会社の番号、さらに識別の誤りを避けることができる特性が存在する場合はその特性を識別することを可能にする要素を含む。

2 本条の適用上《電子的方法により》とは、情報が、データの加工（デジタ

(53) 前掲注12により改正。

(54) registre compétent

(55) registre central

(56) registre du commerce

(57) registre des sociétés

(58) dossier

(59) 前掲注12および注53。

(60) système d'interconnexion

(61) communications

(62) identifiant

(63) origine

ル圧縮を含む) および保存のために電子的装置により発信元から送信されて宛先で受領され、かつ加盟国により決定されるべき方式に従い有線・無線・光学的方法またはその他の電磁的方法により完全に移転され、最適な経路で転送され、受領されることをいう。⁽⁶⁴⁾

3 第2条に従って公示すべき一切の証書および一切の事項は、記録簿に記載されるか、または登記簿に搭載される。登記簿上の登記事項は、常に記録簿中に収載されていなければならない。

加盟国は、付託をなしたまたはそれに関与することが求められる、会社およびその他の者および機関が、第2条に従って公示すべき一切の証書および事項を電子的方法によって付託することができるよう留意する。加えて、加盟国は、すべての会社あるいはそのうち一定の種類の会社に対し、当該証書及び事項の全部または一部を電子的方法により付託することを義務づけることができる。

付託される第2項所定の一切の証書および事項は、それが紙媒体によるものであれ電子的方法によるものであれ、電子様式のもとに記録簿に記載されるかあるいは登記簿に搭載される。このため、加盟国は、紙媒体により付託される当該一切の証書および事項が、登記簿への搭載に際し、電子様式へ変換されることに留意する。

遅くとも2006年12月31日までに紙媒体によって付託された第2項所定の証書及び事項は、登記簿への搭載に際し、職権をもって⁽⁶⁶⁾電子様式へ変換される必要はない。ただし加盟国は、第4項に効力をもたせるために採択される方法に従って申立てられる、電子的方法による公示の請求の受理の時以降は、それらが登記簿への搭載に際し電子様式へ変換されることに留意しなければならない。

4 第2条所定の一切の証書および一切の事項に関する謄抄本は、請求によって入手可能でなければならない。当該請求は、請求者の選択に従い、紙媒体によりあるいは電子的方法により登記簿に対し申立てられることができる。

前記謄抄本は、請求者の選択に従い、紙媒体によりあるいは電子的方法により登記簿から入手可能でなければならない。このことは、すでに付託された一

(64) acheminer いわゆるルーティングをさす。

(65) dépôt

(66) d'office

切の証書あるいは事項について適用される。ただし加盟国は、遅くとも2006年12月31日までに紙媒体によって付託された証書および事項あるいはそのうちの特定の種類のものについて、その付託の日と登記簿への請求申立ての日の間に定められた期間が経過しているときは、電子的方法により登記簿から入手されることができない旨を定めることができる。この期間は10年を下回ることができない。

第2条所定の証書および事項の謄抄本の取得費用は、紙媒体によるものであれ電子的方法によるものであれ、管理費用を上回ることができない。

紙媒体による謄抄本は、請求者がその認証を放棄しない限り、原本と相違ないものと証明される。電子的方法による謄抄本は、請求者の明示的な請求がある場合においてのみ、原本と相違ないものと証明される。

加盟国は、電子的方法による謄抄本の証明が、少なくとも1999/93/CE 第2条第2項の意味における高度電子署名⁽⁶⁷⁾を用いて、その原本の真実性およびその内容の完全性を同時に保証するために必要な措置をとる。

5 第3項所定の証書および事項の公示は、加盟国の定める官報において、全文を公告するかもしくは抜粋を公告するか、または記録簿に当該書類が付託されている旨もしくは登記簿に当該事項が記載されている旨を記載する方法により行われる。そのために加盟国により指定される官報は、電子的様式のもつて保管されることができる。

加盟国は、官報における公告を、これと同等の効果を有する措置に代えることを決定することができる。当該措置は、少なくとも、公告されるべき情報が中央電子プラットフォーム⁽⁶⁸⁾を介して年代順に参照されうる方式の使用を最小限伴う。

(67) 電子署名に関する共同体の枠組みについての1999年12月13日ヨーロッパ議会および理事会指令1999/93/CE (JO L 13 du 19.1.2000, p. 12)。

(68) signature électronique avancée

当該条項においては、次の要件を満たす電子署名をいうものとされている。a) 署名者と一意的に結びつけられていること、b) 署名者を特定可能であること、c) 署名者が独自の管理下において維持することのできる方法により作成されていること、d) データに対する一切の事後の変更を検出可能にするため、関係するデータと結びつけられていること。

(69) plate-forme électronique centrale

6 証書および事項は、第三者の悪意を会社において証明しない限り、第5項所定のいずれかの公告がなされた後にのみ、会社により第三者に対抗することができる。

しかしながら、前記の公告の日に次ぐ16日以内に行われた行為⁽⁷⁰⁾に関しては、当該証書および事項を知ることが不可能であったことを証明する第三者には、対抗することができない。

7 加盟国は、第5項を適用して行われる公示の内容と登記簿または記録簿の内容とのあらゆる不一致を避けるために、必要な措置をとる。

しかしながら、不一致のある場合において、第5項に従い公示の対象となった文言は、これをもって第三者に対抗することができない。ただし、第三者は、記録簿に付託された書類の原文言または登記簿に記載された事項の原文言について、第三者の悪意を会社において証明しない限り、当該公示の文言を主張することができる。

加うるに、第三者は、公示の手続が未だ履行されていない証書および事項について、公示の欠缺が当該証書および事項の効力を生ぜしめない場合をのぞき、常にこれを主張することができる。

第3条⁽⁷¹⁾の2

1 加盟国は、第3条第5項第6項および第7項に従い、第三者が第2条所定の事項および各種証書を信頼できるように、更新された情報が国内法の規定を適用して利用することができるように留意する。

2 加盟国は、ヨーロッパ e-Justice ポータルサイト（以下、《ポータルサイト》とする）上の公示のために、ポータルサイトの規則および技術的要求に従って、必要な情報を提示する。

3 委員会は、ポータルサイト上に、ヨーロッパ連合の全公用言語で、当該情報を公示する。

(70) opérations

(71) 前掲注12および注53。

第3条の3⁽⁷²⁾

1 第2条所定の証書および事項の電子的方法による謄抄本は、登記簿相互連結システムによっても同様に公衆に提供される。

2 加盟国は、第2条所定の証書及び事項が、登記簿相互連結システムにより、規格化され電子的方法によりアクセス可能なメッセージ形式により利用できるように留意する。加盟国は、データ伝達の安全にかかわる最小限の規範の遵守にも留意する。

3 委員会は、ポータルサイトが次の情報を獲得できるよう、登録された会社に関する検索サービスをヨーロッパ連合の全公用言語で提供する：

- a) 第2条所定の証書および事項；
- b) ヨーロッパ連合の全公用言語で利用でき、当該事項および当該種類の証書を列挙する説明書。

第3条の4⁽⁷³⁾

1 登記簿相互連結システムを介して第2条所定の証書および事項を獲得するために請求される費用は、当該行為についての管理費用を上回ることができない。

2 加盟国は、次の事項については登記簿相互連結システムを介して無料で利用できるように留意する：

- a) 会社の名称とその法的形態；
- b) 会社の住所と当該会社が登録されている加盟国；
- c) 会社の登録番号。

これらの事項に加え、加盟国は、他の証書及び事項を無料で提供することを決定することができる。

第3条の5⁽⁷⁴⁾

1 会社の清算あるいは支払不能⁽⁷⁵⁾のすべての手続の開始および結了に関する情

(72) 前掲注12および注53。

(73) 前掲注12および注53。

(74) 前掲注12および注53。

報、ならびに会社登記簿のある加盟国において登記簿からの会社の抹消⁽⁷⁶⁾が法的効果を生ずる場合はその抹消に関する情報を、会社登記簿は、登記簿相互連結システムを介して、直ちに提供する。

2 登記簿相互連結システムを介して、支店登記簿⁽⁷⁷⁾は、第1項所定の情報の遅滞のない受領を確保する。

3 第1項および第2項所定の情報の交換は、各登記簿について無料で行われる。

第4条

1 第2条に従い、公示されるべき証書および事項は、第3条第1項所定の記録簿が開設されている加盟国において、言語に関し適用されうる規則により公認されている言語の一つで作成されかつ付託される。

2 第3条所定の義務的公示に加えて、加盟国は、第2条所定の証書および事項が、第3条の規定に従い、共同体のいずれの公用言語⁽⁷⁸⁾でも任意に公示されることを認める。

加盟国は、当該証書および事項の翻訳が証明されることを規定することができる。

加盟国は、任意的公示⁽⁷⁹⁾の対象となった翻訳に対する第三者のアクセスを容易にするために必要な措置をとる。

3 第3条所定の義務的公示および本条第2項所定の任意的公示に加えて、加盟国は、関係する証書および事項の公示が第3条の規定に従って他のいずれの言語においても確保されることを認めることができる。

加盟国は、前記証書および事項の翻訳が証明されることを規定することができる。

4 登記簿に関する公用言語で公示された証書および事項と、任意に公示され

(75) insolvabilité

(76) radiation

(77) registre de la succursale

(78) langue officielle

(79) publicité volontaire

た翻訳との不一致の場合には、後者は第三者に対抗することができない；ただし、義務的公示の対象版について第三者の悪意を会社において証明しないかぎり、第三者は、任意に公示された翻訳を主張することができる。

第4条の2⁽⁸⁰⁾

- 1 中央プラットフォーム⁽⁸¹⁾（以下「プラットフォーム」とする）が創設される。
- 2 登記簿相互連結システムは次の要素から構成される：
 - － 加盟国の登記簿、
 - － プラットフォーム、
 - － ポータルサイト、これはヨーロッパの電子アクセスポイント⁽⁸²⁾の役割を担う。
- 3 加盟国は、プラットフォームを介した登記簿相互連結システムの内部において、登記簿の相互情報利用可能性を担保する。⁽⁸³⁾
- 4 加盟国は、登記簿相互連結システムにおいて任意のアクセスポイント⁽⁸⁴⁾を設置することができる。加盟国は、当該アクセスポイントの設置およびその運用に関係する重要な一切の変更を、委員会に対し、不当に遅滞することなく通知する。
- 5 登記簿相互連結システムの情報は、ポータルサイトおよび加盟国により設置される任意のアクセスポイントにより、アクセス可能である。
- 6 登記簿相互連結システムの創設は、会社情報の交換に関し効力が生じている構成国間の合意に影響を及ぼさない。

第4条の3⁽⁸⁵⁾

- 1 委員会は、固有の手段によってあるいは第三者によって、プラットフォームを発展させ、そして／あるいは管理⁽⁸⁶⁾することを決定する。

(80) 前掲注12および注53。

(81) plate-forme centrale européenne

(82) point d'accès électronique

(83) interopérabilité

(84) points d'accès optionnels

(85) 前掲注12および注53。

(86) et/ou

委員会が第三者によってプラットフォームを発展させ、そして／あるいは管理させることを決定するときは、委員会による第三者の選択、および当該第三者と締結する合意の履践は、ヨーロッパ共同体の一般予算⁽⁸⁷⁾に適用される財政規則に関する2002年6月25日の理事会規則（CE, Euratom）No.1605/2002⁽⁸⁸⁾に従って行われる。

2 委員会が第三者によってプラットフォームを発展させることを決定するときは、公の市場からの獲得手続および当該第三者と締結する合意期間のために、⁽⁸⁹⁾委員会は、施行法という方法により、技術仕様書を定める。

3 委員会が第三者によってプラットフォームを管理させることを決定するときは、委員会は、施行法という方法により、プラットフォームの操作上の運営に関する詳細な規則を採択する。

プラットフォームの操作上の運営は、とりわけ次の内容を含む：

- － プラットフォームの機能の監視、
- － プラットフォームを介して配布されおよび交換される情報の保全および保護、
- － 加盟国の登記簿と第三者との間の関係の調整。

委員会は、プラットフォームの機能の監視を担保する。

4 第2項および第3項所定の施行法は、第4条の6第2項所定の検査手続きに従って採択される。

第4条の4⁽⁹⁰⁾

施行法という方法により、委員会は次の要素を採択する：

- a) 登記簿相互連結システムのために電子的方法による通信方法を定める技術仕様書；
- b) 通信プロトコルに関する技術仕様書⁽⁹¹⁾；

(87) budget général

(88) JO L 248 du 16.9.2002, p. 1.

(89) spécification technique

(90) 前掲注12および注53。

(91) protocoles de communication

- c) 登記簿相互連結システムにおける通信および情報の配布に適用する情報技術の保全についての、最小限の基準を担保する技術的措置；
- d) 本指令第 3 条の 5 および加盟国において他の国の法律に属する一定の会社形態により設置された支店の公示に関する 1989 年 12 月 21 日の理事会指令第 11 号 89/666/CEE 第 5 条の 2 所定の会社登記簿と支店登記簿の間での、情報の交換方法を定める技術仕様書⁽⁹²⁾；
- e) 本指令第 3 条の 5，指令 89/666/CEE 第 5 条の 2 所定の、および資本会社⁽⁹³⁾の国境を越えた合併に関する 2005 年 10 月 26 日のヨーロッパ議会および理事会指令 2005/56/CE 第 13 条の所定の、登記簿間での情報の交換ために伝達する情報の詳細なリスト⁽⁹⁴⁾；
- f) 登記簿，プラットフォーム，およびポータルサイトの間での情報の交換のために規格化されたメッセージ形式の構造を定める技術仕様書；
- g) プラットフォームが，当該情報の保存，運用および保護の方式と同様に，その機能を実行できるために必要な情報の全体を定める技術仕様書；
- h) 登記簿間の通信の範囲内で用いられる，独自の識別名の構造及び使用を定める技術仕様書；
- i) 情報の配布及び交換に関する登記簿相互連結システムの機能の技術的方式を定める仕様書，および適切な言語で示されるメッセージの伝達を確保するプラットフォームを介して提供される，情報技術に関するサービスを定める仕様書；
- j) ポータルサイトを介して提供される検索サービスに関する調和された基準；
- k) オンライン決済のような利用可能な支払い手段を考慮した，支払いの方法；
- l) 第 2 条所定の事項及び各種証書を列挙する説明書に関する詳細；
- m) 登記簿相互連結システムを介して提供されるサービスが利用可能であるための技術的条件；
- n) プラットフォームにおける任意のアクセスポイントの接続に適用可能な技術的な手続と要請。

(92) JO L 395 du 30.12.1989, p. 36.

(93) sociétés de capitaux

(94) JO L 310 du 25.11.2005, p. 1.

これらの施行法は、第4条の6第2項所定の検査手続に従って採択される。
委員会は、遅くとも2015年7月7日までに当該施行法を採択する。

第4条の5⁽⁹⁵⁾

- 1 プラットフォームの設置および将来の発展ならびに本指令によるポータルサイトの採択は、ヨーロッパ共同体の一般予算から支出される。
- 2 プラットフォームの維持および運行は、ヨーロッパ共同体の一般予算により賄われ、さらに登記簿相互連結システムへのアクセスを得ようとする個人ユーザーに対して請求される費用により、共同で賄われることができる。本項は、国家のレベルで請求される費用には負担をもたらさない。
- 3 委員会は、プラットフォームへ資金提供すべきか否かを知るための質問に関する規定、およびそれを適切と判断した場合には第2項に従って個人ユーザーに対して請求される費用の額に関する規定を創設するため、第13条の2に従って委任された法行為⁽⁹⁶⁾を採択する権限が与えられる。
- 4 第2項に従って課される費用は、第3条の4第1項所定の証書および事項の取得のために加盟国により請求されることになる場合の費用を除く。
- 5 第2項に従って課される費用は、第3条第2項a)号b)号およびc)号所定の事項の取得については請求されない。
- 6 各加盟国は、国内登記簿への対応費用ならびに本指令による維持および運行の費用を負担する。

第4条の6⁽⁹⁷⁾

- 1 委員会は、小委員会⁽⁹⁸⁾により補佐される。前記小委員会とは、委員会の実行権限の行使についての加盟国による統制の方式に関する規則および一般原則を定める2011年2月16日のヨーロッパ議会および理事会規則（UE）第182/2011

(95) 前掲注12および注53。

(96) 植月 誠二「リスボン条約後のコミトロジー手続—欧州委員会の実施権限の行使を統制する仕組み—」『外国の立法』249号3頁～28頁、2011年9月の訳語に依拠した。

(97) 前掲注12および注53。

(98) comité. この訳語も植月・前掲注96、5頁による。

⁽⁹⁹⁾号にいう小委員会である。

2 本条を参照にする場合には、前記規則（UE）第182/2011号第5条が適用される。

第5条

加盟国は、紙媒体またはその他一切の媒体により作成される信書及び注文書に、次の事項を記載すべきことを規定する：

a) 第3条所定の記録簿が附置される登記簿を確定するために必要な情報、ならびに当該登記簿における会社の登録番号⁽¹⁰⁰⁾；

b) 会社の形態、その会社住所、会社が清算中である場合においてはその旨。

当該信書および注文書に資本の記載⁽¹⁰¹⁾がなされている場合においては、当該事項については、引受けられかつ払込済みの資本を対象とする。

加盟国は、会社のすべてのインターネットサイトが、少なくとも第1項所定の事項を提供し、ならびに引受けられかつ払込済みの資本がある場合においてはその事項を提供することを要求する。

第6条

各加盟国は、公示手続きを履行する義務を負う者を定める。

第7条

各加盟国は、少なくとも次の場合に適用される制裁を規定する。

a) 第2条 f) 号所定の計算書類の公示⁽¹⁰²⁾の懈怠の場合；

b) 商業文書⁽¹⁰³⁾上あるいは会社の一切のインターネット上における、第5条所定の義務的記載事項⁽¹⁰⁴⁾の欠缺の場合。

(99) JO L 55 du 28.2.2011, p. 13.

(100) numéro d'immatriculation

(101) capital de la société

(102) défaut

(103) documents commerciaux

(104) absence

第7条の2⁽¹⁰⁵⁾

本指令の文脈において実施される個人情報の取扱いは、個人情報の取扱いについての自然人の保護および情報の自由な流通に関する1995年10月24日のヨーロッパ議会および理事会指令 95/46/CE⁽¹⁰⁶⁾ に服する。

第3章 会社の契約の効力

第8条

会社による法人格の取得前に設立中の会社の名において行為がおこなわれ、会社が当該行為から生じた債務を引き継がないときは、別段の約定のない限り、当該行為をおこなった者が、その行為につき連帯しかつ無限の責任を負う。⁽¹⁰⁷⁾⁽¹⁰⁸⁾⁽¹⁰⁹⁾⁽¹¹⁰⁾⁽¹¹¹⁾

第9条

機関たる資格において会社を拘束する権限を有する者につき、公示の手続きが履行されたときは、その者の選任におけるいかなる瑕疵も、会社において第三者の悪意を証明しない限り、これをもって第三者に対抗することができない。⁽¹¹²⁾

第10条

1 会社は、その機関によりなした行為につき、法律が当該機関に付与したは付与することを認めた権限を踰越していない限り、たとえその行為が当該会社の目的の範囲内に属しない場合においても、第三者に対する関係上、拘束される。⁽¹¹³⁾

(105) 前掲注12および注53。

(106) JO L 281 du 23.11.1995, p. 31.

(107) société en formation

(108) engagements

(109) convention

(110) solidairement

(111) indéfiniment

(112) irrégularité

(113) objet social

しかしながら、加盟国は、当該行為が会社の目的の範囲を超える場合において、その行為が会社の目的を超えていたことを第三者が知りまたは当然しるべきであったことを会社において証明するときには、会社がこれに拘束されない旨を規定することができる。ただし、定款の単なる公告のみをもっては前記証明を構成するに十分であるとは認められない。⁽¹¹⁴⁾

2 定款または権限ある機関の決定による会社機関の権限に対する制限は、たとえそれが公示されている場合においても、第三者に対しては対抗することができない。

3 会社を代表する権限につき、個々の国家法制が、これに関する法定の原則⁽¹¹⁵⁾と異なり、定款をもって単独の者または共同して行為をなす数人の者に対してこれを委ねることができる旨を定めるときは、当該法制は、前記定款の規定が全般的な代表の権限に関するものである限り、これをもって第三者に対抗することができる旨を定めることができる：かかる定款の規定をもって第三者に対抗することができるか否かは、第 3 条の規定により規律される。

第 4 章 会社の設立無効

第 11 条

会社の設立に際し行政上または司法上の予防的検査をその法制が定めていない加盟国においては、会社の設立証書⁽¹¹⁸⁾および定款ならびにこれら証書の変更は、公正証書⁽¹¹⁹⁾をもってしなければならない。

第 12 条

加盟国の法制は、次の要件の下においてのみ会社の設立無効の制度を設けることができる：

-
- (114) organes compétents
 - (115) règle légle
 - (116) pouvoir général de représentation
 - (117) contrôle préventif
 - (118) acte constitutif
 - (119) acte authentique

- a) 無効が裁判所の判決をもって宣告されなければならないこと；
- b) 無効が、次の i) ないし iv) の場合にのみ宣告されることができること：
- i) 設立証書の不存在，または予防的検査手続もしくは公正証書方式の不⁽¹²⁰⁾遵守
 - ii) 会社目的の不法または公序違反⁽¹²¹⁾の性格⁽¹²²⁾
 - iii) 設立証書もしくは定款における社名⁽¹²³⁾，出資の額，引受済資本の総額または会社目的に関する表示の全ての事項の欠缺
 - iv) 会社資本の払込最少額⁽¹²⁴⁾に関する国家法制の規定の不遵守
 - v) 発起人たる社員⁽¹²⁵⁾全員の無能力⁽¹²⁶⁾
 - vi) 会社を規律する国家法制に反して，発起人たる社員⁽¹²⁷⁾の数が二人未満であるという事実
- これらの無効の場合をのぞいては，会社は，不存在⁽¹²⁷⁾，絶対無効⁽¹²⁸⁾，相対無効⁽¹²⁹⁾，または取消⁽¹³⁰⁾のいかなる原因にも服さない。

第13条

- 1 設立無効を宣告する裁判所の判決が第三者に対抗することができるか否かは，第3条により規律される。第三者の異議は，国家法がこれを許容している場合においても，裁判所の判決の公告の日から6ヶ月以内⁽¹²⁹⁾にのみ，受理されることができる。
- 2 設立無効は，解散の場合に準じ，会社の清算を生じる。
- 3 設立無効は，清算中であることによる効果を妨げることなく，それ自体と

(120) inobservation
(121) illicite
(122) contraire à l'ordre public
(123) dénomination de la société
(124) libération minimale du capital social
(125) associés fondateurs
(126) incapacité
(127) inexistence
(128) nullité absolue
(129) nullité relative
(130) annulabilité

しては会社の債務または会社に対して取得される債権の効力を害さない。

4 各加盟国の法制は、社員間における設立無効の効果について規律することができる。

5 持分または株式の保有者は、債権者に対する債務の弁済に要する限度において、未払込の引受済み資本につき、なおその払込みをなす責任を負う。

第4章の2 委任された法行為⁽¹³¹⁾

第13条の2⁽¹³²⁾

1 委員会に与えられている委任された法行為を採択する権限は、本条により定められる条件に服する。

2 第4条の5第3文所定の委任された法行為を採択する権限は、不確定期限をもって委員会に与えられる。

3 第4条の5第3文所定の権限の委任は、ヨーロッパ議会または理事会によりいつでも撤回される⁽¹³³⁾ことができる。撤回の決定は、当該委任において明確に示される権限の委任を終了させる。撤回は、前記決定のEU官報への公告の日の翌日または前記決定において定められた後の日付に効力を生ずる。当該撤回は、すでに効力を生じている委任された法行為の効力を害さない。

4 委任された法行為を採択すると委員会は直ちに、その旨をヨーロッパ議会および理事会に対して同時に通知する。

5 第4条の5第3文に従って採択された委任された法行為は、ヨーロッパ議会もしくは理事会が自己への当該行為の通知から3か月の期間内に異議を示さなかった場合、またはその期間の満了前にヨーロッパ議会および理事会のいずれもが当該企画につき異議を示さない旨の意思を委員会に通知した場合⁽¹³⁴⁾にのみ効力を生ずる。前記期間は、ヨーロッパ議会または理事会の発議により3か月延長される。

(131) 前掲注12および注53。

(132) 前掲注12および注53。

(133) révoquer

(134) à l'initiative

第5章 附 則

資

第14条

加盟国は、本指令による規律の範囲において採択する国内法に関し、重要な規定の原文⁽¹³⁵⁾を委員会に対して報告する。

料

第15条

委員会は、おそくとも2012年1月1日までに、第2条f)号、第3条、第4条、第5条、および第7条所定の適用により得られた経験、それらの規定の目的、および実際に指摘された技術革新に鑑みて、これらの規定を改正する提案を付した報告書をヨーロッパ議会および理事会に提示する。

第16条

指令 68/151/CEE⁽¹³⁶⁾ は、別表 I-B に表記されている指令の国内法への置き換え期間に関する加盟国の義務を免除することなく、別表 I-A 所定の法令による改正のとおりに廃止される。

廃止される指令に対して行われる参照は、本指令に対しても同様に行われるものと解釈され、別表 II に表記する対応表にしたがって解説される。

第17条

本指令は、EU 官報への公告の日に次ぐ20日後に効力を生ずる。

第18条

加盟国は本指令の名宛人である。

ストラスブールにて2009年9月16日にヨーロッパ議会および理事会により定められる。

ヨーロッパ議会議長 J. BUZEK

(135) texte

(136) 改正前第1指令。

別表 I - A⁽¹³⁷⁾

継続的な改正のリストにより廃止される指令（第16条に規定）

- Directive 68/151/CEE du Conseil⁽¹³⁸⁾
- Annexe I, point III.H, de l'acte d'adhésion de 1972⁽¹³⁹⁾
- Annexe I, point III.C, de l'acte d'adhésion de 1979⁽¹⁴⁰⁾
- Annexe I, point II.D, de l'acte d'adhésion de 1985⁽¹⁴¹⁾
- Annexe I, point XI.A, de l'acte d'adhésion de 1994⁽¹⁴²⁾
- Directive 2003/58/CE du Parlement européen et du Conseil⁽¹⁴³⁾
- Annexe II, point 1.4.A, de l'acte d'adhésion de 2003⁽¹⁴⁴⁾
- Directive 2006/99/CE du Conseil—Uniquement le point A.1 de l'annexe⁽¹⁴⁵⁾

別表 I - B⁽¹⁴⁶⁾

国内法への置き換え期間（第16条に規定）

- 指令 68/151/CEE — 1969年9月11日まで
- 指令 2003/58/CE — 2006年12月30日まで
- 指令 2006/99/CE — 2007年1月1日まで

(137) Annexe I, partie A

(138) 前掲注 3

(139) 前掲注 5

(140) 前掲注 7

(141) 前掲注 8

(142) 前掲注 9

(143) 前掲注10

(144) 前掲注10

(145) 前掲注11

(146) Annexe I, partie B

(147)
別表Ⅱ
対応表

指令 68/151/CEE	本指令
第 1 条	第 1 条
第 2 条	第 2 条
第 3 条第 1 項	第 3 条第 1 項
第 3 条第 2 項	第 3 条第 3 項
第 3 条第 3 項	第 3 条第 4 項
第 3 条第 4 項	第 3 条第 5 項
第 3 条第 5 項	第 3 条第 6 項
第 3 条第 6 項第 1 文, 第 2 文	第 3 条第 7 項第 1 文, 第 2 文
第 3 条第 7 項	第 3 条第 7 項第 3 文
第 3 条第 8 項	第 3 条第 2 項
第 3 条の 2	第 4 条
第 4 条	第 5 条
第 5 条	第 6 条
第 6 条	第 7 条
第 7 条	第 8 条
第 8 条	第 9 条
第 9 条	第 10 条
第 10 条	第 11 条
第 11 条柱書	第 12 条柱書
第 11 条第 1 項	第 12 条 a) 号
第 11 条第 2 項柱書	第 12 条 b) 号柱書
第 11 条第 2 項 a) 号ないし f) 号	第 12 条 b) 号 i) ないし vi)
第 12 条	第 13 条
第 13 条第 1 文, 第 2 文, 第 3 文	—
第 13 条第 4 文	第 14 条
第 14 条	第 18 条
—	第 15 条
—	第 16 条
—	第 17 条
—	別表 I
—	別表 II

資料